

10-2 職員

単位(人数:人)

年 森 林 管 理 次 局	総 数	職 群 別 人 員							休職者	非常勤 職員	常勤 作業員	処遇 常勤者
		給与法 適用者 行政職	特 例 法 適 用 者									
			管理職	非 管 理 職								
				総 数	普通職	監視用務職	医療職	技能職				
		指 8 37	1,490	4,016	3,962	1	-	53	(12) 25	341	-	-
平 成 15 年 4 月 1 日	5,551	指 8 30	1,147	4,078	4,045	-	-	33	(15) 18	315	-	-
平 成 16 年 4 月 1 日	5,263	指 8 30	1,145	3,925	3,903	-	-	22	(14) 21	303	-	-
平 成 17 年 4 月 1 日	5,108	指 8 30	1,114	3,841	3,824	-	-	17	(15) 31	304	-	-
平 成 18 年 4 月 1 日	4,993	指 8 30	989	3,876	3,865	-	-	11	(15) 30	291	-	-
平 成 19 年 4 月 1 日	4,903											
北 海 道	1,054	指 1 5	195	853	850	-	-	3	(2) 1	73	-	-
東 北	798	指 1 4	166	627	627	-	-	-	(3) 3	59	-	-
関 東	778	指 1 4	156	617	610	-	-	7	(2) 6	44	-	-
中 部	558	指 1 4	98	455	455	-	-	-	(1) 3	23	-	-
近 畿 中 国	455	指 1 3	103	348	348	-	-	-	(1) 5	24	-	-
四 国	351	指 1 3	69	278	278	-	-	-	(1) 2	22	-	-
九 州	701	指 1 3	124	573	573	-	-	-	(2) 2	46	-	-
林 野 庁	191	指 1 4	77	109	108			1	(3) 8			
森林技術総合研修所	17		1	16	16							

1 行政職欄の「指」は指定職で外書である。
2 非常勤職員は、医師及び看護婦等である。
3 休職者以下は、総数に含まない。
4 組合専従職者は、休職者欄に()外書した。
5 処遇常勤者は、昭和37年に定員内に繰り入れとなった者以外の作業員である。